

愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会

令和7年度総会議案書(兼議事録)

令和7年5月22日(木)

午後2時より

於 / 岡谷鋼機名古屋公会堂(名古屋市公会堂)

愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会
令和7年度総会（第15回定期総会）

日 時： 令和7年5月22日（木） 午後2時より

場 所： 岡谷鋼機名古屋公会堂（名古屋市公会堂） 第7集会室

I. 総 会 14:00～14:45

- 1 開会の辞 司会：後藤泰男理事
 - 2 会長挨拶 小栗宏次会長
 - 3 来賓祝辞 愛知県文化局文化部文化芸術課文化財室主事 竹田晴香様
 - 4 議長指名 小栗宏次会長が古川爲之理事を指名
 - 5 議題 説明者
- | | | |
|-------|-------------------|---------|
| 第1号議案 | 令和6年度事業報告 | 三井蓮孝理事 |
| 第2号議案 | 令和6年度決算報告及び会計監査報告 | 若山宏事務局長 |
| 第3号議案 | 規約の改正について | 川原田淳理事 |
| 第4号議案 | 令和7年度役員について | 川原田淳理事 |
| 第5号議案 | 令和7年度事業計画について | 川原田淳理事 |
| 第6号議案 | 令和7年度予算について | 川原田淳理事 |

議題の詳細は別紙(次頁以降)

議事結果：全ての議案について異議なく満場一致で可決

II. 記念写真・表彰 14:45～15:15

令和7年 愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会 表彰者一覧(敬称略)

<感謝状>

名誉会長 小栗 宏次

相談役 瀬口 哲夫

相談役 杉野 丞

相談役 井澤 知旦

相談役 溝口 正人

相談役 西澤 泰彦

III. 岡谷鋼機名古屋公会堂（名古屋市公会堂）紹介・見学 15:15～16:20

IV. 懇親会 17:00～19:00 会場：FOODLAB.358 鶴舞PARK

愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会

令和6年度事業報告

自令和6年4月1日
至令和7年3月31日

事業報告

設立14年目となる令和6年度は、前年度からの文化庁補助事業「文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)」の補助が引き続き採択されたことで、令和3年度まで行ってきた事業を時代に合わせた形で再構成して実施した。

会員数は現時点(令和7年4月1日)で、正会員72名、賛助会員88名、特別会員18名となっている。

1 令和6年度総会

令和6年度愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会総会は令和6年6月11日(火)14時半より、蒲郡クラシックホテルにおいて開催した。会の創設から初めてとなる、特別会員が総会前に集まって特別会員情報交換会を実施した。なお総会では、例年から引き続いてのビデオ通話サービス(Zoom)との併用でライブ配信も行った。正会員数72名のうち54名出席(うちZoom参加者1名、委任状36名)のもと、後藤理事の開会の辞で開会した。ご来賓には愛知県文化財室室長の岡田邦裕様、同主事の川野真央様、蒲郡市博物館の竹内真治様、あいちヘリテージ協議会代表世話人の下會所豊様、なごや歴史まちづくりの会の松井明子様、大阪登文会の青山修司様、京都登文会の塚本喜左衛門様、三重県の登文会「さんとうぶん」の竹内千鶴様、滋賀登文会の若林三津子様にご参加頂いた。古川理事を議長として進行し、議題では第1号議案「令和5年度事業報告」から第6号議案「令和6年度予算について」まで審議した結果、いずれも原案通り全員一致で異議なく承認された。

審議事項:第1号議案 令和5年度事業報告
第2号議案 令和5年度決算報告及び会計監査報告
第3号議案 規約の一部改正について
第4号議案 令和6年度役員について
第5号議案 令和6年度事業計画について
第6号議案 令和6年度予算について

総会に合わせて表彰が2件(古川知足会、INAXライブミュージアム)行われ、所有者の方から各自の文化財の紹介があった。続いて、当会の事業における多大な功績からカメラマンの松森健氏と熊本仁志氏に感謝状を手渡した。総会、表彰は15時半に終了した。

その後は会場である蒲郡クラシックホテルの方にホテル内にある本館含めた4つの登録有形文化財を3グループに分けて案内頂いた。蒲郡クラシックホテルの紹介・見学会は16時半に終了した。

引き続き蒲郡クラシックホテル本館1階の桜の間にて懇親会を行った。参加者1人ずつの紹介とコース料理については料理長から説明をして頂き、蒲郡ホテル時代の味を再現した伝統のビーフカツレツもご提供頂いた。クラシカルな歴史を感じる会場で素晴らしいサービスを受けることができ、大変充実した時間となった。懇親会は19時に終了した。

2. 役員会

全7回の役員会と臨時の役員会1回の計8回を会議室(愛知県立大学サテライトキャンパス)とZoomの併用で行った。

第1回 令和6年4月23日(火)14:00~17:30

出席者 役員:9名、事務局:4名

議事 (1)報告事項(新規登録及び会員の入会状況、他)
(2)総会(文化財紹介、他)

- (3)今後の取り組み
- (4)その他(あいたて博、他)

第2回 令和6年6月7日(金)14:00～16:40

出席者 役員:8名、事務局:4名

- 議事 (1)事項(新規登録及び会員の入会状況、他)
(2)今年度の取り組み(文化庁事業、独自事業、総会、他)
(3)あいたて博
(4)その他(保存活用事例視察)

第3回 令和6年7月2日(火)14:00～16:40

出席者 役員:9名、事務局:4名

- 議事 (1)報告事項(新規登録及び会員の入会状況、各種会議出席 他)
(2)総会振り返り
(3)独自事業(シンポジウム、他)
(4)その他

第4回 令和6年9月26日(木)14:00～16:45

出席者 役員:7名、事務局:3名

- 議事 (1)報告事項(新規登録及び会員の入会状況、他)
(2)独自事業(シンポジウム、他)
(3)今後の登文会事業(保存活用事例視察、他)
(4)その他

第5回 令和6年11月11日(月)14:00～15:45

出席者 役員:9名、事務局:4名

- 議事 (1)報告事項(新規登録及び会員の入会状況、各種会議出席、他)
(2)今後の取り組み(保存活用シンポジウム、あいたて博、他)
(3)愛知登文会独自事業(保存活用事例視察、他)
(4)その他

臨時役員会 令和6年11月20日(水)16:45～18:00

出席者 役員:7名、事務局:4名

- 議事 (1)次年度の体制について
(2)事務局について

第6回 令和7年1月14日(火)14:00～16:20

出席者 役員:7名、事務局:3名

- 議事 (1)報告事項(新規登録及び会員の入会状況、他)
(2)今後の取り組み(シンポジウム、あいたて博、他)
(3)愛知登文会独自事業(事例視察検討、他)
(4)その他

第7回 令和7年3月19日(水)10:00～12:20

出席者 役員:6名、事務局:4名

- 議事 (1)報告事項(新規登録及び会員の入会状況、各種会議出席、他)
(2)今年度の取り組み
(3)総会・表彰
(4)来年度の取り組み、規約改正など
(5)その他

3. 文化庁補助事業:令和6年度文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)

事業名称:愛知県国登録有形文化財公開活用

①登録文化財保存活用シンポジウム

- ・地域固有の文化遺産の現状・課題について考え、未来を展望する場として、意見交換を交えたシンポジウムを計3回、会場とZoomの併用で行った。

開催日	内容	参加者
令和6年 11月20日	テーマ:「登録文化財の登録をめぐる取り組み」 ①文化財建造物の専門職員の役割 指定と登録、保存と活用 講師:石田真弥氏(香川県) ②登録有形文化財をめぐる和歌山県の取り組み 講師:御船達雄氏(和歌山県) ③意見交換 コーディネーター:小栗宏次(愛知登文会会長)	28名(うち会場参加19名)
令和6年 12月18日	テーマ:「愛知県内における文化財の保存活用の取り組み」 ①文化遺産の活用と名古屋のまちづくり 講師:松雄俊憲氏(名古屋市副市長) ②「犬山市文化財保存活用地域計画」をめぐる犬山市の取り組み 講師:河寄溪太氏(犬山市教育委員会歴史まちづくり課) ③意見交換 コーディネーター:川原田淳(愛知登文会理事)	33名(うち会場参加22名)
令和7年 2月4日	テーマ:「民間事業者による古民家活用の取り組み」 ①古民家利活用を基軸としたまちづくり 講師:岡田岳史氏(株式会社つぎと取締役副社長) ②「村ごとホテル」「沿線まるごとホテル」の取り組み 講師:嶋田俊平氏(株式会社さとゆめ代表取締役社長) ③意見交換 コーディネーター:小栗宏次(愛知登文会会長)	47名(うち会場参加26名)

②オンライン登録文化財魅力体験シンポジウム

- ・あいちのたてもの博覧会とは切り離し、登録有形文化財の魅力を紹介する動画を6本制作し、その動画を2回のオンラインシンポジウムで公開し、意見交換を行った。

開催日	内容	参加者
令和7年 2月12日	①南山学園ライネルス館(名古屋市) ②カクキュー八丁味噌(岡崎市) ③旧本多忠次邸(岡崎市)	25名(オンライン含)
令和7年 3月4日	①蒲郡クラシックホテル(蒲郡市) ②建中寺(名古屋市) ③間瀬家住宅(半田市)	25名(オンライン含)

③新規登録文化財訪問

- ・近年登録された登録有形文化財を会員の登録有形文化財の所有者が訪問し、所有者や登録に関わられた専門家の方にご案内いただくとともに意見交換を行う場を設けた。

開催日	訪問先	内容	参加者
令和6年 5月30日	守随家住宅(旧山田家住宅)石積護岸(東海市)	○所有者による石積護岸の案内及び先祖(山田才吉)に関するお話と関連する文化遺産(寿樂園大仏等)の案内 ○所有者を交えた意見交換	8名
令和6年 6月28日	間瀬家住宅(半田市)	○立川美術館関係者によるお話と建物案内 ○村瀬良太氏(建築史家)によるお話 ○立川美術館関係者、専門家を交えた意見交換	8名

令和6年6月28日	久野家住宅(愛山居)西洋館(東海市)	○久野温士氏(所有者)によるお話 ○永柳宏氏(愛知淑徳大学)によるお話 ○所有者、専門家を交えた意見交換	8名
令和6年7月16日	角上楼本館・井筒館(田原氏)	○所有者による案内 ○望月昭氏(あいちヘリテージマネージャー)によるお話 ○所有者、専門家を交えた意見交換	4名
令和6年8月22日	旧伊東合資会社(半田市)	○所有者による案内 ○川口亜稀子氏(あいちヘリテージマネージャー)によるお話 ○所有者、専門家を交えた意見交換	7名
令和6年8月22日	旧中埜半六邸(半田市)	○管理者(NPO)による案内 ○渡邊真啓氏(建築家)によるお話 ○所有者、専門家を交えた意見交換	5名

④ウィキペディア愛知登文会

- ・令和5年度からの取組として、引き続きウィキペディアを活用し登録文化財の情報発信を強化することとした。勉強会、2回の見学会、3回のワークショップを通じてウィキペディア編集の利点と注意事項について学び、それを踏まえて個別のウィキペディアページの作成や編集を行った。これまでウィキペディアになかった愛知県内の登録有形文化財に関する40もの項目が立ち上がった。

<ウィキペディア編集・勉強会>

開催日	内 容	参加者
令和6年7月21日	①ウィキペディア編集の利点と注意事項 講師:伊達深雪氏(京都府立丹後緑風高等学校久美浜学舎) ②ウィキペディア編集体験(編集方法の基本事項) 愛知登文会ページ新規作成	18名 (事務局含)

<見学会>

開催日	内 容	参加者
令和6年8月18日	寛家住宅(名古屋市)説明・案内 解説者:寛清澄氏(所有者)	10名(事務局含)
令和6年9月7日	尾関家住宅(犬山市)説明・案内 解説者:尾関立志氏(所有者)	9名 (事務局含)

<ワークショップ>

開催日	内 容(手がけたウィキペディア編集作業)	参加者
令和6年8月26日	○寛家住宅ページアップ ○川田家住宅ページ編集	13名(事務局含)
令和6年9月11日	○尾関家住宅ページ編集 ○川田家住宅ページ編集 ○進め方についての意見交換	11名(事務局含)
令和6年9月30日	○尾関家住宅ページアップ ○川原田家住宅ページアップ ○正会員のページアップ	9名 (事務局含)

⑤文化財魅力発信サポーター育成

- ・文化財の魅力発信をしてもらう人を増やすため、名古屋市市政資料館にて座学とワークショップを行った。講座を受講した20名のうち12名に文化財魅力発信サポーター登録いただいた。

開催日	内 容	参加者
-----	-----	-----

令和6年 9月22日	午前の部:3名の講師によるお話&意見交換・経験交流 1) 建物の見方・魅力発見の方法 講師:村瀬良太氏 (建築史家、あいたて博実行委員会委員長) 2) 写真撮影のコツ 講師:熊本仁志氏 (冊子「あいちのたてももの」協力カメラマン) 3) Instagramによる情報発信 講師:井戸祐美子氏 (一級建築士、いくいくみしるInstagram担当) 午後の部:名古屋市市政資料館ツアー&情報発信	20名(講師・事務局 含)
---------------	--	------------------

⑥あいたてカード

- ・地域の文化財を網羅的に紹介するコンテンツの1つとして、登録有形文化財の公開時などに利用できる名刺大のあいたてカード24種類(うち新規7種類)を作成した。

4. 協力事業

事業名:あいちのたてももの博覧会

今回で11回目となったあいちのたてももの博覧会(建物特別公開)は、引き続き文化庁からの補助を活用し、重要文化財や未指定の建物も含め、より多くの魅力的な建物で開催した。全体で25日間、96企画、110建物で開催。新たに30の建物が加わり、全企画の参加者は約2200名、うちコラボ企画以外の建物解説には1441名の方にお越し頂き、昨年の1.34倍増となった。

<プレミアム企画>

開催日	市町村	施設名
10月12日	名古屋市	名古屋市市政資料館
10月14日	豊田市	足助のたてもものめぐり(旧田口家住宅、旧鈴木家住宅、旧足助資料館、足助小学校講堂)
10月16日	犬山市	犬山城
10月18日	名古屋市	名鉄バスセンター
10月19日	新城市	大野宿鳳来館&旧料亭菊水
開催日	市町村	施設名
10月25日	蒲郡市	蒲郡クラシックホテル
10月26日	名古屋市	揚輝荘&為三郎記念館
10月26日	扶桑町	川田家住宅
10月29日	犬山市	明治村(北里研究所本館・医学館&西園寺公望別邸「坐漁荘」)
10月30日	名古屋市	昭和塾堂
10月31日	半田市	望洲楼
11月1日	一宮市	葛利毛織工業&加茂神社参集殿
11月10日	常滑市	窯のある広場・資料館&中銀カプセル「A1304」
11月17日	清須市	柴田家住宅
11月24日	名古屋市	川原田家住宅

<一斉公開>

開催日	市町村	施設名
11月2日	名古屋市	名古屋大学豊田講堂/名古屋大学古川記念館/日本福音ルーテル復活教会/文化のみち二葉館/中産連ビル本館/中村公園記念館・豊頌軒/蕎麦伊とう/南山学園ライネルス館/愛知県庁大津橋分室(愛知・名古屋 戦争に関する資料館)/伊勢久/中濱家住宅/棚橋家住宅/岡家住宅/白雲閣
11月4日	瀬戸市	愛陶工会館(旧瀬戸陶磁器会館)/久米邸/ますきち/旧山繁商店/陶彦社/松千代館/瀬戸永泉教会/

	尾張旭市 日進市	日本鉱泉 どうだん亭 旧市川家住宅
11月9日	犬山市 江南市 扶桑町	尾関家住宅 / 寂光院 / 旧小守家住宅 / 旧堀部家住宅 / 小弓の庄(旧加茂郡銀行羽黒支店) 報光寺 川田家住宅
11月10日	半田市 常滑市 東海市 知多市 武豊町 美浜町	間瀬家住宅 とこなめ陶の森陶芸研究所 久野家住宅(愛山居)西洋館 木綿蔵ちた / 知多岡田簡易郵便局 / 旧中七木綿本店 旧知多貯蓄銀行岡田支店 / 雅休邸(旧岡田医院) 三井家住宅 野間郵便局旧局舎 / 旧森田定吉邸 / 野間埼灯台
11月16日	岡崎市 刈谷市 豊田市	ハ丁味噌本社事務所 / 旧石原家住宅 / 日本福音ルーテル岡 崎教会 / 善立寺 / 旧愛知県第二尋常中学校講堂 / 旧本多忠次邸 / 富田家住宅 / 旧野村家住宅(米屋) / 珈琲館杉浦邸 / 六供配水場 配水塔・旧ポンプ室 刈谷市郷土資料館(旧亀城小学校) 喜楽亭 / 豊田市民文化会館
11月17日	一宮市 蟹江町	旧林家住宅 / 旧湊屋 / 墨会館 / 真清田神社 甘強味淋西洋館(本社事務所)
11月23日	豊橋市 豊川市	小鷹野浄水場緩速ろ過池・旧ポンプ室 / 多米配水場旧配水池 / 豊橋市民俗資料収蔵室 / 水上ビル(大豊ビル) トヨテック本社社屋
11月24日	名古屋市	名古屋陶磁器会館 / 日本陶磁器センター / 名古屋市演劇練習 場(アクテナン) / 旧伊藤耳鼻咽喉科医院 / 神言神学院 / 瑞陵高 校感喜堂 / 春江院 / 蓮教寺

<アフターイベント>

開催日	市町村	内容
12月1日	豊橋市	豊橋市公会堂 / 豊橋ハリストス正教会聖堂 / 豊橋市美術博物館 / 安久美神戸神明社

<コラボ企画>

開催日	市町村	内容
10月14日	豊田市	寿々家公開 【地域人文化学研究所との共催】
10月20日	名古屋市	【「山里キャンパス」60周年記念事業】建築史家とめぐるアント ニン・レーモンドの傑作 【南山大学との共催】
10月26日	名古屋市	折り紙建築「納屋橋×SRT」ワークショップ 【名古屋市交通事業推進課主催】
10月30日	名古屋市	【あいたて博コラボ】堀川を歩く・食べる・見る「旧加藤商会ビ ル」へ 【やっとかめ文化祭】
11月2日	名古屋市	朝ドラロケ地でも話題！鶴舞公園＋名工大コラボツアー。公会 堂屋上からの眺望も魅力！ 【鶴舞公園・名古屋市公会堂との共催】
11月2日	一宮市	旧尾西繊維協会ビル(リテイル)「建物ガイドツアー」 【Re-TAILとの共催】
11月3日	半田市	楽しく学ぼう！わくわく！けんちく！ 【旧中埜家住宅主催】
11月9日	名古屋市	折り紙建築ワークショップ「松重閘門を折り紙けんちくで作って みよう！」魚津社寺工務店見学＋松重閘門塔見学も！

		【中川運河ギャラリー主催】
11月9日～ 11月17日	岡崎市	ワークショップ「切って貼って！ペーパークラフトで旧本多忠次邸をつくろう！」 【旧本多忠次邸主催】
11月12日	名古屋市	【あいたて博コラボ】建築史家とめぐる“いのりのぼ”～建中寺とカトリック布池教会～ 【やっとかめ文化祭】
11月24日	名古屋市	折り紙建築で揚輝荘を作ってみよう！ 【揚輝荘主催】
12月6日	名古屋市	名建築で紅葉と食事を楽しむ！揚輝荘満喫ツアー 【名古屋市歴史まちづくり推進課との共催】

5. 愛知登文会の情報発信

①ホームページ・フェイスブック等による情報発信

- ・ホームページ、フェイスブック、公式LINEアカウントにより、会の事業内容や取り組みや今後の予定などを広く広報した。公式LINEアカウントでは、会員の所有者自らによる情報発信も行った。

②愛知登文会総会報告・ニュースの発行

- ・本事業の活動報告や寄稿文、事例紹介などの情報を掲載し、会員をはじめ、登録有形文化財建造物の所有者、自治体、その他関係者に配布した。

発行日	内容
令和6年4月27日	ニュース第37号(事業実施報告:シンポ、冊子、県外視察報告、あいたてカード、コラム)
令和6年6月20日	総会報告
令和6年11月20日	ニュース第38号(事業実施報告:新規登録文化財訪問、ウィキペディア、文化財魅力発信サポーター、コラム)
令和7年1月30日	ニュース第39号(事業実施報告:あいたて博2024)

6. 保存活用事例視察

- ・県内外の登録有形文化財や先進的取り組み等の視察を企画、実施した。
- ・秋田登文会のご協力の下、1泊2日で秋田県湯沢市・横手市を訪問した。
事務局長の所有する文化財での宿泊、登録有形文化財だけではなく、重要伝統的建造物保存地区の散策を通じ多くの文化財を見学することが出来た。

開催日	視察先	参加者
令和7年 3月10日～3 月11日	～秋田県～ <1日目:湯沢市> 佐藤養助湯沢店 一昼食会場 「旧湯沢酒造会館」(登録有形文化財) 「両関酒造」(登録有形文化財) 「石孫本店」(登録有形文化財) 「強首温泉 縦峰苑」(登録有形文化財)－宿泊場所 <2日目:横手市> ～横手市増田重要伝統的建造物群保存地区～ 「佐藤又六家」(重要文化財) 「旧松浦家住宅」(重要文化財) 「山吉肥料店」(市指定)	8名

	林旅館 そば処はやし 一昼食会場 「漆蔵資料館」(登録有形文化財) 「旧石田理吉家」(市指定)※外観のみ 蔵の駅 日の丸醸造 (登録有形文化財)	
--	--	--

7. 表彰の実施

- ・令和6年度は長年にわたって会の運営をサポートしてくださった相談役に感謝状を贈呈とした。

8. 全国各地の登文会との連携

- ・全国登文会(国登録有形文化財全国所有者の会)の副会長として当会会長が正副理事長会議、理事会などに出席し、連携を深めた。なお、6月に全国登文会フェスタと総会をさんとうぶんが主催した。

日程: 令和6年6月21日(金)～6月22日(土)

場所: 三重県志摩市・伊勢市

9. その他

共催

1 「なごや折り紙建築展」

主催: 文化のみち二葉館 会場: 文化のみち二葉館

会期: 令和6年4月26日～5月6日

2 「折り紙建築ワークショップ」

会期: 令和6年5月5日

愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会

令和6年度 収支計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科目	予算	決算	差異	備考
収入の部				
1 入会金収入	(40,000)	(48,000)	-(8,000)	
正会員入会金	18,000	18,000	0	個人2、法人2
賛助会員入会金	22,000	30,000	△ 8,000	個人11、法人2
2 会費収入	(580,000)	(395,000)	185,000	
正会員・準会員会費	342,000	231,000	111,000	個人21、法人26 (滞納分含)
賛助会員会費	238,000	164,000	74,000	個人54、法人14 (滞納分含)
3 参加費収入	(350,000)	(506,000)	-(156,000)	
総会懇親会	200,000	250,000	△ 50,000	
保存活用事例視察	150,000	256,000	△ 106,000	
4 寄付金	20,000	8,600	11,400	
7 雑収入	0	440	△ 440	利息など
当期収入合計	990,000	958,040	31,960	
支出の部				
1 事業費	(605,000)	(778,905)	(△ 173,905)	
(1)総会 会場費	0	0	0	総会会場借用料、建物解説謝礼
印刷費	10,000	8,135	1,865	コピー代
通信費	10,000	9,189	811	案内郵送料
懇親会費	200,000	250,000	△ 50,000	
(2)研修会費	150,000	255,580	△ 105,580	保存活用事例視察
(3)機関紙作成費	130,000	133,000	△ 3,000	総会報告1回、登文会ニュース3回
(4)リーフレット作成費	35,000	35,000	0	愛知登文会紹介リーフレット
(5)愛知登文会事業費	70,000	88,001	△ 18,001	表彰代、総会会議費、文化庁事業自己負担額
2 管理費	(250,238)	(228,954)	(21,284)	
会議費	3,000	0	3,000	お茶代など
印刷費	15,000	5,550	9,450	コピー代
交通費	60,000	59,380	620	役員会、事前調査同行交通費
雑費	5,000	6,180	△ 1,180	振込手数料、その他諸雑費
事務費	90,000	90,000	0	事務局事務費
通信費	5,000	6,644	△ 1,644	会員への案内発送(2回)、他
会費	30,000	27,600	2,400	全近協、全国登文会 会費
消耗品費	10,000	0	10,000	封筒代、他
HP維持費	32,238	33,600	△ 1,362	レンタルサーバー、HP更新料
3 予備費	134,762	0	134,762	
当期支出合計	990,000	1,007,859	△ 17,859	
当期収支差額	0	△ 49,819	49,819	
前期繰越収支差額	1,011,692	1,011,692	0	
次期繰越収支差額	1,011,692	961,873	49,819	

愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会

財 産 目 録

令和7年3月31日 現在

(単位:円)

	科目	摘要	金額
資産の部	現 金		0
	普 通 預 金	三菱UFJ銀行 東支店	951,133
	前払金	令和7年度総会会場費	10,300
	前払金	上記振込手数料	440
	合 計		961,873
負債の部			
	合 計		0
差 引 正 味 財 産			961,873
(うち前期繰越収支差額)			1,011,692
(うち当期収支差額)			-49,819
負債及び正味財産合計			961,873

令和6年度収支計算書及び財産目録について関係書類を監査したところ、いずれも正確かつ妥当であると認めましたので報告します。

令和 7 年 4 月 29 日

監事 佐滝剛弘

監事 佐藤敏博

愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会

規約改正

(改正案は巻末) 左側が新、右側が旧

<p>第1条(名称)</p> <p>1. 本会は、「愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会」(以下「本会」という)と称する。</p> <p>2. 本会の略称は「愛知登文会」とする。</p> <p>3. 本会の英語表示は「The Owners Association of Registered Tangible Cultural Properties of Japan in Aichi」とする。</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 この会は「愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会」と称する。</p> <p>付則の2項を追加</p>
<p>第2条(所在地)</p> <p>本会の事務局は愛知県内に設置する。</p>	<p>付則から表現を変えて独立</p>
<p>第3条(目的)</p> <p>本会は、以下の事項を目的とする。</p> <p>1. 国登録有形文化財建造物(以下登録文化財と呼ぶ)の保存と活用に係わる活動を行い、会員のみならず、広く万人の文化的資質の向上を助け、日本の伝統文化の顕彰及び保存のための活動</p> <p>2. 会員相互の親睦と登録文化財に関する情報交換を図り、地域文化の振興及び次世代への文化財価値継承の推進</p> <p>3. 全国の登録文化財所有者、国や自治体とも連携を図り、文化財保護活動の情報共有</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 この会の目的は、次のとおりとする。</p> <p>1. 国登録有形文化財建造物(以下登録文化財と呼ぶ)の保存と活用に係わる活動を行い、会員のみならず、広く、県民の文化的資質の向上を助け、日本の伝統文化の顕彰及び保存のための活動を行う。</p> <p>2. 会員相互の親睦と登録文化財に関する情報交換を図り、県民との交流に努める。</p> <p>3. 全国の登録文化財所有者、国や自治体とも連携を図り、登録文化財の地位の向上と啓蒙に努める。</p> <p>表現の変更と例示形式に統一</p>
<p>第4条(事業の種類)</p> <p>本会は、目的を達成するために以下の事業を行う。</p> <p>1. 年間の事業計画や事業報告を行う年1回の総会開催</p> <p>2. 登録文化財に関する各種行事の企画、講演会、研修会、見学会、フォーラム、シンポジウム等の開催及び書籍、パンフレット等の刊行、会報の発行(オンライン及びデジタル対応を含む)</p> <p>3. 会員等の交流会や親睦会の実施</p> <p>4. 情報交換活動</p> <p>5. 登録文化財に関する調査研究</p> <p>6. 登録文化財の保存・活用・発掘事業及びその支援</p> <p>7. 登録文化財の保存技術の担い手の育成事業及びその支援</p> <p>8. 活動目的に関して、優れた業績を有する所有者、管理者等に対する表彰</p> <p>9. 国、地方自治体、各種団体への登録文化財の保存・活用・発掘に関わる要望等の実施</p> <p>10. 活動目的に関して、特別な貢献があった者に対する感謝状の贈呈</p> <p>11. 本会に有益となる、外部団体が行う活動や文化庁等が実施する補助事業等への参加及び協力</p> <p>12. その他本会の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>1. 年間の事業計画や事業報告を行うため、年に1回総会を開催する。</p> <p>2. 文化財に係わる講演会・フォーラム・シンポジウムなどの適宜開催により、登録文化財への県民の関心を高め、知識の普及に努めるとともに、相互の交流を図る。</p> <p>3. 会員所有の登録文化財についての情報交換ならびに活動を支援する。</p> <p>4. 会員相互等との交流会や親睦会を行う。</p> <p>5. 会の目的を達成するために各種行事の企画、会報の発行、調査・研究など必要な事業を行う。</p> <p>6. 登録文化財を特に優良な活用を行った所有者、管理者等に対し、理事会に諮り表彰することができる。</p> <p>7. 会に特別な貢献があった者に対し、理事会に諮り感謝状の贈呈をすることができる。</p> <p>全体的に表現の変更と例示形式へ統一し項目追加</p>
<p>第5条(会員の種別)</p> <p>本会の会員は、以下の4種とする。</p>	<p>(会員)</p> <p>第4条 この会の会員は、次のとおりとする。</p>

<p>1. 正 会 員：愛知県内の国登録有形文化財の所有者・管理者または権利を有する個人及びその家族、又は法人</p> <p>2. 準 会 員：所有していた登録文化財が指定文化財となった正会員</p> <p>3. 賛助会員：本会の目的に賛同し、文化財保護に寄与する意欲を有する個人又は団体、法人</p> <p>4. 特別会員：愛知県内の登録文化財を所有又は管理する地方自治体 特別会員については会費及び入会金を免除することが出来る。</p>	<p>1. 正会員：愛知県内に存する登録文化財の所有者、または権利を有する個人、及びその家族、または法人とする。</p> <p>2. 準会員：所有していた登録有形文化財が指定文化財となった正会員は準会員として引き続き会員となることができる。</p> <p>3. 賛助会員：愛知県内外を問わず、当会の事業を援助する個人または法人で、理事会の承認を得た者(当会の会報が配付され、行事に参加できる。総会における議決権は無い。)とする。</p> <p>4. 特別会員：愛知県内の登録文化財を所有または管理する地方自治体とする。特別会員は会費及び入会金を免除することができる。</p> <p>表現の変更</p>
<p>第6条(会費等)</p> <p>1. 会 費： 正会員・準会員は年間一人一口3,000円 賛助会員は年間一人一口2,000円 両会員とも何口でも可、法人は二口以上</p> <p>2. 入 会 金： 正会員・準会員は一人3,000円(法人は6,000円) 賛助会員は一人2,000円(法人は4,000円)</p> <p>3. 寄 付 金：本会の設立及び運営のための寄付は、原則受けるものとする。</p>	<p>(会費等)</p> <p>第5条 この会の運営については、次の経費をあてる。</p> <p>1. 会費：正会員、準会員とも一人当たり年間一口3,000円(何口でも可、法人は二口以上)とする。賛助会員一口2,000円(何口でも可、法人は二口以上)とする。</p> <p>2. 入会金：正会員、準会員とも一人当たり3,000円(法人は6,000円)とする。賛助会員は2,000円(法人は4,000円)とする。</p> <p>3. 寄付金：本会の設立及び運営のための寄付は、これを原則として受けるものとする。</p> <p>表示方法の変更</p>
<p>第7条(入会および退会)</p> <p>1. 入会金を納めて入会とされる。</p> <p>2. 年会費は入会の次年度より徴収する。</p> <p>3. 役員会は入会希望者の適格性を審査し、その結果を通知する。</p> <p>4. 退会は、書面にて届出を提出し、任意に退会できる。なお、3年以上継続して年会費納入がなされない場合、自動退会となる。</p> <p>5. 既納の入会金・年会費はいかなる理由があっても返還しない。</p>	<p>(入会・退会)</p> <p>第6条 入会、退会については、以下のとおりとする。</p> <p>1. 入会金と年会費を納めて入会とされる。</p> <p>2. 退会は書面にて退会届を提出し、任意に退会できる。なお、3年以上継続して年会費納入がなされない場合、自動退会となる。</p> <p>3. 既納の入会金、会費はいかなる理由があっても返還しない。</p>
<p>第8条(会員資格の喪失)</p> <p>1. 個人会員が死亡、又は失踪宣告を受けたとき</p> <p>2. 団体会員の団体が解散したとき</p> <p>3. 会員資格を維持することが困難な事象が発生し、正会員及び準会員全員が同意したとき</p>	<p>新設</p>
<p>第9条(役員構成)</p> <p>本会に以下の役員を置く。</p> <p>1. 理事は5名以上13名以内とし、理事長は理事会の互選により決め、理事長はこの会を代表する会長を兼務する。</p> <p>2. 監事は2名とする</p> <p>3. 理事、監事の任期は2年とし、再任を妨げない。理事のうち1名は理事長(会長)、1名以上3名以内を副理事長、1名を事務局長とする。</p> <p>4. 副会長及び事務局長は理事長(会長)が任命する。</p> <p>5. 役員会は会長が招集し、年に2回程度開催する。</p>	<p>(役員)</p> <p>第7条 この会を運営するために次の役員を置く。</p> <p>1. 理事は5名以上13名以内とし、理事長は理事会の互選により決め、理事長はこの会を代表する会長を兼務する。</p> <p>2. 監事は2名とする。</p> <p>3. 理事、監事の任期は2年とし、再任を妨げない。理事のうち1名は理事長(会長)、1名以上3名以内を副会長、1名を事務局長とする。</p> <p>4. 理事長(会長)、理事、監事は総会で選任する。(10条へ)副会長は会長が任命する。</p>

6. 監事以外の役員は正会員又は準会員であることを原則とする。	5. 理事会は会長が招集し、年に2回程度開催する。 6. 監事以外の役員は正会員または準会員であることを原則とする。
第10条(役員を選任) 1. 役員は総会において選出する。 2. 理事長(会長)、理事、監事は総会で選任する。	新設
第11条(役員の職務) 1. 理事長(会長)は本会を代表し、会務を総括する。 2. 副理事長は理事長(会長)を補佐し、理事長(会長)に事故があるときは、その職務を代行する。 3. 前項において、理事長(会長)の職務の代行は、理事長(会長)によって指名された副理事長が行う。 4. 理事は、第4条に定める事業並びに収支予算について責任を負い、執行の任に当たる。 5. 監事は、本会の会計の監査をする。	
第12条(名誉会長・相談役・顧問) この会に、名誉会長、相談役、顧問を置くことができる。 1. 名誉会長は本会の理事長(会長)経験者で、役員会で承認された方 2. 相談役は本会の活動に協力して頂ける登録文化財の有識者(愛知県文化財保護審議会委員他)で、役員会で承認された方 3. 顧問は本会に対する貢献が認められた登録文化財の所有者・管理者又は権利を有した方で、役員会で承認された方	(名誉会長・相談役・顧問) 第8条 この会に、名誉会長、相談役、顧問を置くことができる。 1. 名誉会長 本会の会長を務めていただいた方で、理事会で承認された方。 2. 相談役 登録文化財についての有識者(愛知県文化財保護審議会委員他)であり、本会の活動に協力して頂ける方で、理事会で承認された方。 3. 顧問 登録文化財の所有者または権利を有した方で、本会に対する貢献が認められ、理事会で承認された方。 表現を修正して第12条へ
第13条(役員会協議事項) 1. 事業計画の策定 2. 事業計画の円滑な運営の管理 3. 入会予定者の審査 4. 表彰・感謝状対象者の選定	新設
第14条(議決事項) 総会で議決する事項は以下の通りとする。 1. 会費及び入会金に関する事項 2. 会員の除名 3. 理事及び監事の選任又は解任 4. 事業計画及び収支予算についての承認 5. 財産の処分 6. 規約の変更 7. 解散及び残余財産の処分 8. その他総会で決議するものとして規約等で定められた事項	新設
第15条(総会の開催) 1. 通常総会は年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。 2. 必要がある場合に臨時総会を開催する。	第9条1項2項を移設
第16条(総会の招集) 1. 総会は、役員会の決議に基づき理事長(会長)が招集する。	(総会)

<p>2. 前項のほか、正会員、準会員現在数の5分の1以上から会議の目的である事項及び召集の理由を示して総会の招集を請求されたときは、理事長(会長)は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3. 総会の招集通知は、総会開催日より2週間前までに正会員、準会員に対して発する。</p> <p>4. 総会は正会員及び準会員をもって構成し、2分の1以上の出席をもって成立する。</p>	<p>第9条 総会は会長が招集し正会員をもって構成する。総会は正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。第19条に表現を変えて</p> <p>1. 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。第15条へ</p> <p>2. 臨時総会は、理事会が決めた時に、会長が召集する。第15条へ</p> <p>3. 総会の議長は出席した理事のうちから会長が指名する。第17条1項へ</p> <p>4. 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。第19条へ</p>
<p>第17条(総会の議長)</p> <p>1. 総会の議長は、出席した理事のうちから理事長(会長)が指名する。</p> <p>2. 前条第2項により開催する臨時総会の議長は会議の都度、出席正会員・準会員の互選で定める。</p>	<p>第9条3項を移設</p>
<p>第18条(総会の議決権)</p> <p>1. 総会の議決権は正会員及び準会員一名につき一個とする。</p> <p>2. 総会に出席できない正会員及び準会員は他の正会員及び準会員を代理人として議決権行使を委任することができる。</p> <p>3. 前項の規定により議決権を行使する正会員及び準会員は、第21条の規定については出席したものとみなす。</p>	<p>(議決権)</p> <p>第10条 総会における議決権は、正会員である個人または法人に付与される。第18条に詳しく表現</p>
<p>第19条(総会の議決)</p> <p>1. 総会の決議は、過半数の正会員及び準会員の出席者の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 可否同数の場合は、理事長(会長)の決するところとする。</p> <p>3. 第1項の規定に関わらず、次の事項の決議は、過半数の正会員及び準会員の出席者の議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員の除名 2 役員解任 3 規約の変更 4 会の解散 	<p>(規約の変更)</p> <p>第11条 本規約の変更には総会出席者の3分の2以上の同意を要するものとする。</p> <p>第19条3項へ追加項目と列挙</p> <p>第9条4項を移設</p>
<p>第20条(議決の省略)</p> <p>理事又は正会員及び準会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員及び準会員の全員が書面及び電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p>	<p>新設</p>
<p>第21条(会員への通知)</p> <p>総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に通知する。</p>	<p>新設</p>
<p>第22条(事業年度)</p> <p>本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。</p>	<p>第12条5項を記載</p>
<p>附則</p> <p>1. 本規約は、平成23年6月26日より実施する。</p>	<p>(付則)</p> <p>第12条</p>

<p>2. 本規約は、平成27年5月26日より実施する。(一部改正)</p> <p>3. 本規約は、平成29年5月31日より実施する。(一部改正)</p> <p>4. 本規約は、令和4年5月24日より実施する。(一部改正)</p> <p>5. 本規約は、令和5年5月23日より実施する。(一部改正)</p> <p>6. 本規約は、令和6年6月11日より実施する。(一部改正)</p> <p>7. 本規約は、令和7年5月22日より実施する。(一部改正)</p>	<p>1. この会の略称は「愛知登文会」とする。</p> <p>2. この会の名称の英語表示は「The Owners Association of Registered Tangible Cultural Properties of Japan in Aichi」とする。第1条へ移動</p> <p>3. この会の事務所は名古屋テレビ塔株式会社(〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦三丁目6番15号先)に置く。第2条へ内容を変えて移動</p> <p>4. 本規約は、平成23年6月26日より実施する。</p> <p>5. この会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。第23条へ</p> <p>6. この会に有益となる、外部団体が行う活動や文化庁等が実施する補助事業等については、参加及び協力できるものとする。第4条11へ</p> <p>7. 本規約は、平成27年5月26日より実施する。(一部改正)</p> <p>8. 本規約は、平成29年5月31日より実施する。(一部改正)</p> <p>9. 本規約は、令和4年5月24日より実施する。(一部改正)</p> <p>10. 本規約は、令和5年5月23日より実施する。(一部改正)</p>
---	--

※規約は巻末に載せてあります。

令和7年度役員

1. 理事 11名

役名	氏名	所有文化財/所属(文化財名称)	所在地
理事長(会長)	川原田 淳	川原田家住宅主屋ほか	名古屋市
副会長	天野 啓介	(株)スエヒロ産業 (大野宿鳳来館ほか)	新城市

副会長	三井 蓮孝	蓮教寺	名古屋市
事務局長	川原田 淳		
	石川 新太郎	(公財)明治村 (第八高等学校正門ほか)	犬山市
	八木 則行	岡崎信用金庫 (岡崎信用金庫資料館)	岡崎市
	後藤 泰男	(株)LIXIL (窯のある広場・資料館ほか)	常滑市
	古川 爲之	(公財)古川知足会 (爲三郎記念館ほか)	名古屋市
	尾関 立志	尾関家住宅主屋ほか	犬山市
	酒井 外美江	川田家住宅主屋	扶桑町
	小栗 真弥	小栗家住宅主屋ほか	半田市
	久野 温士	久野家住宅 (愛山居) 主屋ほか	東海市

2. 監事 2名

役名	氏名	所 属
監事	大久保 武史	大久保武史税理士事務所
監事	佐滝 剛弘	城西国際大学教授

3. 名誉会長 1名・相談役 3名

役名	氏名	所 属
名誉会長	小栗 宏次	小栗家住宅主屋ほか
相談役	岩田 敏也	東海工業専門学校講師
相談役	是澤 紀子	日本女子大学教授
相談役	向口 武志	名古屋市立大学教授

愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会

令和7年度事業計画(案)

自令和7年4月1日
至令和8年3月31日

1. 事業実施の方針

- ・規約第2条に基づき、会員相互の親睦と登録文化財に関する情報交換を図り、県民との交流に努めるとともに全国における愛知の役割を果たせるよう努める。
- ・文化庁補助事業を中心に事業を実施する。

2. 事業計画

(1) 総会・見学会

- ・開催日：令和7年5月22日(木)
- ・開催場所：岡谷鋼機名古屋公会堂(名古屋市公会堂)(名古屋市)

(2) 役員会

- ・2カ月に1回程度開催する。

(3) 文化庁補助事業：令和7年度文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)

1) 事業名称：愛知県国登録有形文化財公開活用事業

- ・公開活用を進めることにより、地域固有の文化遺産に対する県民の愛着を高め、次代に継承していくとともに、地域の活性化に資することを目的として本事業に取り組む。

①登録文化財保存活用シンポジウム(平成29年度より、9回目)

- ・保存活用にあたっての様々な課題を乗り越えるための専門的あるいは事例的な情報を提供し、意見交換を行うシンポジウムを3回開催する。

②新規登録有形文化財訪問(令和5年度より、3回目)

- ・近年登録された登録有形文化財を愛知登文会会員(所有者)が訪問し、所有者や専門家の方にご案内いただくとともに、登録文化財の維持管理や活用についての意見交換を行う。

③ウィキペディア愛知登文会(令和5年度より、3回目)

- ・前年度までに作成した会員のウィキペディアを引き続き補完しつつ、新たなSNS手法も加えながら会員登録文化財の有効的な魅力発信を強化する。補助金の減額と自己負担額の増加により費用対効果を十二分に検討して効率的な活動に注力する。

(4) 協力事業

- ・あいちのたてももの博覧会は当会会員の所有文化財の多くが対象となるため、積極的な協力を惜しまないものとする。

(5) 愛知登文会の情報発信

①ホームページ・フェイスブック・インスタグラム・公式LINEによる情報発信

- ・ホームページ・フェイスブック・インスタグラム・公式LINEにより、会の事業内容や取り組み経過、今後の予定などを広く広報する。

②愛知登文会総会報告・ニュースの発行

- ・紙媒体は廃止しホームページへの掲載で発信(年3回程度)する。

(6) 保存活用事例視察

- ・県内外の登録有形文化財や先進的取り組み等の視察を企画・実施する。

(7) 表彰の実施

- ・登録文化財建造物の優良な保存活用を行った所有者、管理者等に対する表彰を行う。

(8) 全国登文会

- ・全国登文会を通じて各地の登文会との連携を深め、登録文化財の保存活用を推進するとともに、隣県である岐阜県、静岡県の実業家の会設立に向けた支援を行う。
- ・全国登文会主催の全国登文会フェスタ(6/12)、総会(6/13)に参加する。

(9) その他、上記に付随する事業

令和7年度予算(案)

愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会

令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)予算(案)

(単位:円)

科目	前年度実績	予算	備考
収入の部			
1 入会金収入	48,000	40,000	
正会員入会金	18,000	18,000	個人 2人 3,000円 法人 2人 6,000円
賛助会員入会金	30,000	22,000	個人 5人 2,000円 法人 3人 4,000円
2 会費収入	395,000	576,000	
正会員・準会員会費	231,000	342,000	個人 32人 3,000円 法人 41人 6,000円
令和6年度未納会費	114,000	10	14
賛助会員会費	164,000	234,000	個人 73人 2,000円 法人 22人 4,000円
令和6年度未納会費	48,000	14	5
3 参加費収入	506,000	370,000	令和6年度実収
総会懇親会	250,000	200,000	参加者 50人 4,000円 個人正会員 21
県外視察	256,000	170,000	参加者 20人 8,500円 法人正会員 26
4 寄付金	8,600	20,000	個人賛助会員 54
7 雑収入	440	0	法人賛助会員 14
当期収入合計	958,040	1,006,000	
支出の部			
1 事業費	778,905	835,300	
(1)総会			
会場費	0	10,300	総会会場借用料、建物案内謝礼
印刷費	8,135	5,000	コピー代(基本0)
通信費	9,189	10,000	案内郵送料(基本0)
懇親会費	250,000	200,000	総会懇親会
(2)研修会費	255,580	250,000	保存活用事例視察
(3)機関紙作成費	133,000	50,000	総会報告1回、愛知登文会ニュース3回
(4)リーフレット作成費	35,000	10,000	愛知登文会紹介リーフレット
(5)愛知登文会事業費	88,001	300,000	表彰代(10,148)、文化庁事業自己負担分(65,360)
2 管理費	228,954	161,000	
会議費	0	2,000	お茶代等(基本0)
印刷費	5,550	0	コピー代(ペーパーレス徹底)
交通費	59,380	50,000	役員会・事前調査同行交通費(削減予定)
雑費	6,180	2,000	振込手数料、その他諸雑費
事務費	90,000	30,000	事務局事務費(基本0)
通信費	6,644	40,000	会費口座引落手続170件×110円×2(往復)他
会費	27,600	30,000	全国登文会・全近協会費
消耗品費	0	0	封筒代、他
HP維持費	33,600	7,000	レンタルサーバ、HP更新料
3 予備費	0	9,700	
当期支出合計	1,007,859	1,006,000	
当期収支差額	-49,819	0	
前期繰越金	1,011,692	961,873	
次期繰越金	961,873	961,873	

愛知県国登録有形文化財所有者の会規約

第1章 総則

第1条(名称)

- 1 本会は、「愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会」(以下「本会」という)と称する。
- 2 本会の略称は「愛知登文会」とする。
- 3 本会の英語表示は「The Owners Association of Registered Tangible Cultural Properties of Japan in Aichi」とする。

第2条(所在地)

本会の事務局は愛知県内に設置する。

第3条(目的)

本会は、以下の事項を目的とする。

- 1 国登録有形文化財建造物(以下登録文化財と呼ぶ)の保存と活用に係わる活動を行い、会員のみならず、広く万人の文化的資質の向上を助け、日本の伝統文化の顕彰及び保存のための活動
- 2 会員相互の親睦と登録文化財に関する情報交換を図り、地域文化の振興及び次世代への文化財価値継承の推進
- 3 全国の登録文化財所有者、国や自治体とも連携を図り、文化財保護活動の情報共有

第2章 事業

第4条(事業の種類)

本会は、目的を達成するために以下の事業を行う。

- 1 年間の事業計画や事業報告を行う年1回の総会開催
- 2 登録文化財に関する各種行事の企画、講演会、研修会、見学会、フォーラム、シンポジウム等の開催及び書籍、パンフレット等の刊行、会報の発行(オンライン及びデジタル対応を含む)
- 3 会員等の交流会や親睦会の実施
- 4 情報交換活動
- 5 登録文化財に関する調査研究
- 6 登録文化財の保存・活用・発掘事業及びその支援
- 7 登録文化財の保存技術の担い手の育成事業及びその支援
- 8 活動目的に関して、優れた業績を有する所有者、管理者等に対する表彰
- 9 国、地方自治体、各種団体への登録文化財の保存・活用・発掘に関わる要望等の実施
- 10 活動目的に関して、特別な貢献があった者に対する感謝状の贈呈
- 11 本会に有益となる、外部団体が行う活動や文化庁等が実施する補助事業等への参加及び協力
- 12 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条(会員の種別)

本会の会員は、以下の4種とする。

- 1 正会員:愛知県内の国登録有形文化財の所有者・管理者または権利を有する個人及びその家族、又は法人
- 2 準会員:所有していた登録文化財が指定文化財となった正会員
- 3 賛助会員:本会の目的に賛同し、文化財保護に寄与する意欲を有する個人又は団体、法人

- 4 会員:愛知県内の登録文化財を所有又は管理する地方自治体
特別会員については会費及び入会金を免除することが出来る。

第6条(会費等)

- 1 会 費:正会員・準会員は年間一人一口3,000円
賛助会員は年間一人一口2,000円
両会員とも何口でも可、法人は二口以上
- 2 入 会 金:正会員・準会員は一人3,000円(法人は6,000円)
賛助会員は一人2,000円(法人は4,000円)
- 3 寄 付 金:本会の設立及び運営のための寄付は、原則受けるものとする。

第7条(入会および退会)

- 1 入会金を納めて入会とされる。
- 2 年会費は入会の次年度より徴収する。
- 3 役員会は入会希望者の適格性を審査し、その結果を通知する。
- 4 退会は、書面にて届出を提出し、任意に退会できる。なお、3年以上継続して年会費納入がなされない場合、自動退会となる。
- 5 既納の入会金・年会費はいかなる理由があっても返還しない。

第8条(会員資格の喪失)

- 1 個人会員が死亡、又は失踪宣告を受けたとき
- 2 団体会員の団体が解散したとき
- 3 会員資格を維持することが困難な事象が発生し、正会員及び準会員全員が同意したとき

第4章 役員

第9条(役員構成)

本会に以下の役員を置く。

- 1 理事は5名以上13名以内とし、理事長は理事会の互選により決め、理事長はこの会を代表する会長を兼務する。
- 2 監事は2名とする
- 3 理事、監事の任期は2年とし、再任を妨げない。理事のうち1名は理事長(会長)、1名以上3名以内を副理事長、1名を事務局長とする。
- 4 副会長及び事務局長は理事長(会長)が任命する。
- 5 役員会は会長が招集し、年に2回程度開催する。
- 6 監事以外の役員は正会員又は準会員であることを原則とする。

第10条(役員選任)

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 理事長(会長)、理事、監事は総会で選任する。

第11条(役員職務)

- 1 理事長(会長)は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副理事長は理事長(会長)を補佐し、理事長(会長)に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 前項において、理事長(会長)の職務の代行は、理事長(会長)によって指名された副理事長が行う。
- 4 理事は、第4条に定める事業並びに収支予算について責任を負い、執行の任に当たる。
- 5 監事は、本会の会計の監査をする。

第12条(名誉会長・相談役・顧問)

この会に、名誉会長、相談役、顧問を置くことができる。

- 1 名誉会長は本会の理事長(会長)経験者で、役員会で承認された方
- 2 相談役は本会の活動に協力して頂ける登録文化財の有識者(愛知県文化財保護審議会委員他)で、役員会で承認された方
- 3 顧問は本会に対する貢献が認められた登録文化財の所有者・管理者又は権利を有した方で、役員会で承認された方

第13条(役員会協議事項)

- 1 事業計画の策定
- 2 事業計画の円滑な運営の管理
- 3 入会予定者の審査
- 4 表彰・感謝状対象者の選定

第5章 総会

第14条(議決事項)

総会で議決する事項は以下の通りとする。

- 1 会費及び入会金に関する事項
- 2 会員の除名
- 3 理事及び監事の選任又は解任
- 4 事業計画及び収支予算についての承認
- 5 財産の処分
- 6 規約の変更
- 7 解散及び残余財産の処分
- 8 その他総会で決議するものとして規約等で定められた事項

第15条(総会の開催)

- 1 通常総会は年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 必要がある場合に臨時総会を開催する。

第16条(総会の招集)

- 1 総会は、役員会の決議に基づき理事長(会長)が招集する。
- 2 前項のほか、正会員、準会員現在数の5分の1以上から会議の目的である事項及び召集の理由を示して総会の招集を請求されたときは、理事長(会長)は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集通知は、総会開催日より2週間前までに正会員、準会員に対して発する。
- 4 総会は正会員及び準会員をもって構成し、2分の1以上の出席をもって成立する。

第17条(総会の議長)

- 1 総会の議長は、出席した理事のうちから理事長(会長)が指名する。
- 2 前条第2項により開催する臨時総会の議長は会議の都度、出席正会員・準会員の互選で定める。

第18条(総会の議決権)

- 1 総会の議決権は正会員及び準会員一名につき一個とする。
- 2 総会に出席できない正会員及び準会員は他の正会員及び準会員を代理人として議決権行使を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決権を行使する正会員及び準会員は、第21条の規定については出席したものとみなす。

第19条(総会の議決)

- 1 総会の議決は、過半数の正会員及び準会員の出席者の議決権の過半数をもって行う。
- 2 可否同数の場合は、理事長(会長)の決するところとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、次の事項の議決は、過半数の正会員及び準会員の出席者の議決権の3分の2以上をもって行う。
 - 1 会員の除名
 - 2 役員解任
 - 3 規約の変更
 - 4 会の解散

第20条(議決の省略)

理事又は正会員及び準会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員及び準会員の全員が書面及び電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

第21条(会員への通知)

総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に通知する。

第22条(事業年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

附則

- 1 本規約は、平成23年6月26日より実施する。
- 2 本規約は、平成27年5月26日より実施する。(一部改正)
- 3 本規約は、平成29年5月31日より実施する。(一部改正)
- 4 本規約は、令和4年5月24日より実施する。(一部改正)
- 5 本規約は、令和5年5月23日より実施する。(一部改正)
- 6 本規約は、令和6年6月11日より実施する。(一部改正)
- 7 本規約は、令和7年5月22日より実施する。(一部改正)